

エンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』（1844=1965）

戸原四郎訳 岩波文庫

第三章 イロクォイ族の氏族

【本源的で古典的な形態としてイロクォイ氏族】

「アメリカ・インディアンの部族の内部で動物名によってよばれている血縁団体は、ギリシャ人の *genea*, ローマ人の *gentes* [ともに氏族] と本質的に同一であること、アメリカの形態が本源的であって、ギリシャ・ローマの形態はのちの派生的なものであること、原始時代のギリシャ人やローマ人の氏族 [ゲンス]・胞族 [フラトリー]・部族 [シュタム] からなる全社会組織は、アメリカ・インディアンのそのうちに忠実な平行関係を見出すこと、氏族はすべての未開人にとって、文明期にはいるまで、そしてもっとあとになってさえ、共通の制度であること（われわれの資料がいままでおよぶかぎり）——以上のことの証明は、ギリシャとローマの最古の歴史のもっとも難解な部分を一挙に明らかにし、同時に原始時代の——国家の登場以前の——社会制度の基本的特徴について、思いがけない解明を与えることとなった。」（P 1 1 1）

【胞族】（フラトリー ← モーガン）

一般に2つあるいはそれ以上の氏族ないしはリニージが大きな集団内で相互に結合し合っている場合、それらの氏族ないしはリニージをいう。

リニージ ⇒ 出自集団の一種で、成員間の系譜関係が相互に明確な場合をいう。（『ブリタニカ』より）

【典型的なインディアン氏族の権能】

・イロクォイ族は母権性がおこなわれた氏族

（1）選出方法

・氏族は、酋長（平時の首長）と首長（戦争指導者）とを選出する。

・選挙には、男と女も全員が投票。

・「選挙は他の七つの氏族によって承認されなければならない、その承認が得られてのちにはじめて、被選挙人は正式に、しかも全イロクォイ族連合体の共同会議によって任命された。」（P 1 1 3）

（2）罷免方法

・氏族は、酋長と軍事首長とを任意に罷免する。

・罷免は「男女共同」でおこなわれる。

（3）婚姻形態

「どの氏族員も、氏族内部で通婚することは許されない。これは、氏族の根本原則であり、氏族を結束させる紐帯である。それは、氏族内に包含される諸個人をはじめ一氏族たらしめる、積極的な血縁関係の消極的な表現である。（P 1 1 4）

（4）遺産の配分方法

・男性が死んだとき ⇒ その男性の実の兄弟姉妹と母の兄弟が相続。

・女性が死んだとき ⇒ その女性の子供と実の姉妹が相続（その女性の兄弟は相続せず）。

(5) 復讐の方法

・ 族外者による加害に対する復讐は、被害者の氏族全体がその義務を負う。

(6) 命名権（氏族権と部族権）

・ 「氏族は、部族全体のなかでそれだけを使うことのできる、一定の名前または一連の名前をもつ。そこで、個々人の名前は同時、彼がその氏族に属するかを表わしている。氏族命ははじめから氏族権をともなっている。」（P 115）

(7) 養子縁組

- ・ 氏族は族外者を養子とする・
- ・ 養子縁組の提案者が男性のとき ⇒ 族外者を兄弟または姉妹とする。
- ・ 養子縁組の提案者が女性のとき ⇒ 族外者を子とする。

(8) 特殊な宗教的祭礼

(9) 葬祭

(10) 氏族内会議

・ 「成年の男女氏族全員がすべて平等の投票権をもつ民主的会議である。この会議は、酋長と軍事首長とを選出し、またそれを罷免した」（P 117）

【原始共産制は驚くべき制度である】

「その無邪気さと単純さにもかかわらず、なんと驚くべき制度であろう、この氏族制度は！兵隊も憲兵も警察官もなく、貴族も国王も総督も知事も裁判官もなく、監獄もなく訴訟もなく、それでいて万事が規則正しくおこなわれる。」（P 127）

「貧乏人や困窮者はありえない——共産制敵世帯と氏族は、老人や病人や戦争不具者にたいする義務をわきまえている。万人が平等であり自由である——女もまたそうである。」（P 128）

【原始共産制から階級社会へ】

「数個の氏族が一つの胞族を形成するように、古典的な形態では数個の胞族が一つの部族を形成する。」（P 120）

「この組織は部族以上には進まなかった」（P 129）

「新しい文明的な社会である階級社会を導入するものは、もっとも低級な利害——いやしい所有欲、獸的な享楽欲、さもしい食欲、共有財産の利己的な略奪——である。古い無階級の氏族社会を掘り崩して倒壊させるものは、もっとも恥ずべき手段——窃盗、暴行、奸計、裏切りである。そしてこの新しい社会自身は、二千五百年にわたるその全存続期間をつうじて、搾取され抑圧される大多数のものの犠牲による、ごく少数者の発展以外のものではけっしてなかったし、いまではこれまで以上にそうなのである。」（P 130）

第四章 ギリシャの氏族

【父権制の採用によって生じた影響とは】

「ギリシャ人の氏族は、もはやけっしてイロクオイ族のような古風なものではなくて、集団婚の刻印はいちじるしく消えはじめている。母権制は父権制に席をゆずり、台頭しつつあった私的な富は、それによって氏族制度に第一の割れ目をつくった。第二の割れ目は、第一のものの当然の結果であった。すなわち、

父権制の採用以後、富裕な女相続人の財産は、彼女の結婚によってその夫の手に、したがって他の氏族の手に渡るはずであったから、全氏族権の基礎がおかされて、このようなばあいには、氏族に財産を維持するために、その娘が氏族の内部で結婚することが許可されたばかりでなく、命令されたのである。」(P 131)

【母権制】

・・・系譜のたどり方は、母から子へと行われ、その際子供は母方に居住し、さらに確実に知られる唯一の親として母親が尊敬されていた。これが制度化され、さらに政治の実験を握る段階で、母権制を基礎にした女人政治が行われたとするものである。さらにこのような社会は、古代ギリシャ・ローマにみられた父系＝父権的社会に選考するという発展段階を想定した。・・・しかし、各地の調査資料によれば母系制社会は認められるが、政治権力を世襲的に女性が継ぐという社会は認められない。(『フリタニカ』より)

【ギリシャの氏族を結束させた要因】

- (1) 共同の宗教的祭礼と、特定の神を祭る神官の排他的権利。
- (2) 共同の墓地。
- (3) 相互の相続権。
- (4) 暴行をうけたときの相互の援助・防禦・支持の義務。
- (5) とくに孤児となった娘や女相続人にかんするばあい、氏族内で結婚する相互の権利と義務。
- (6) 共同財産と独自のアルコン(首長)や財務官をもつこと。

「ここでもまた、同じ種類の相互の権利と義務、とくに一定の宗教行事の共同執行と、胞族員が殺されたときの告発の権利とが見出される。」(P 132)

「だが、ギリシャの氏族をとおして、野蛮人(たとえばイロクオイ人)がやはりまぎれもなく顔をのぞかせている」(マルクス)

- (7) 父権制による血統。
- (8) 女相続人のばあいを除いて、氏族内での結婚の禁止。
- (9) 氏族への養子縁組の権利。
- (10) 首長を選挙し、また罷免する権利

「氏族制度のもとでは、家族はけっして組織単位ではなかったし、またそうなることはできなかった。というのは、夫と妻は必然的に二つのあい異なる氏族に属していたからである。氏族は胞族に、胞族は部族に、一体となって入り込んだが、家族は、半分は夫の氏族に、半分は妻の氏族に分かれた。」

⇒「文明とほとんど同時期に生まれた単婚制個別家族が結晶核であって、このまわりに社会や国家が徐々に付着してきた」。(P 134)

【貧富の差によって変質する氏族制度】

「われわれはホメロスの詩から、ギリシャの諸民族が大部分はすでにいくつからの小さな統合部族(フェルカーシャフト)に終結していたが、しかしそれらの内部では氏族・胞族・部族がその自立性をなお完全に保持していたことを見いだす。彼らはすでに城壁で固めた都市に住んでいた。畜群や畑地耕作が拡大し、手工業がはじまるにつれて、人口は増加した。それとともに富の差が増大し、これにつれて、古い自然発生的な民主政の内部に貴族政的な要素が成長してきた。個々の部族団(フェルクヒエン)は、最良の地域を占有するために、そしておそらくはまた戦利品を得るためにも、たえまない戦争をしていた。捕虜をもちいた奴隷制はすでに公認の制度であった。(137-138)

【ギリシャの部族と部族団の制度】

(1) 評議会。選出により貴族政的な要素の形成と強化が生じた。

(2) 民会。成年男子の部族員がすべて戦士であったこの時期には、民衆から離反して民衆に対抗できるような公権力はまだ存在していなかった。

(3) 軍指揮者。

「イロクオイ族とギリシャ人では、氏族の内部における特別の貴族的家族の最初の萌芽であり、ギリシャ人ではそのうえさらに、将来の世襲制統領制または君主制の最初の萌芽である。したがって、ギリシャ人のばあい、バシレウスは民衆によって選挙されるか、さもなければ、ローマの王 (Rex) についておこなわれたように、民衆の公認の機関——評議会または民会 (アゴラ) ——によって確認されるかしなければならなかった、という推測がなりたつのである。」(P 140)

「バシレウスは、軍事的職権のほか、なお神官と裁判官の職権をもっていた。後者はたちいった規定を欠くが、前者は、部族または部族連合体の最高の代表者としてのその資格によるものであった。民事的、行政的な権能については、なにも述べられていないが、しかし職務上、彼は評議員の一員であったらしい。」(P 141)

【バシレウス】

古代ギリシアにおいて「王」を意味する語。ホメロスの詩に見出される王は共同体の指導者としての存在で、世襲制であった。すでにホメロスの詩において、王以外の有力者たちもバシレウスと呼ばれていることから、ここに貴族政への移行の状態をみるができる。アルカイック期、古典期には、王制はほとんどすべての地方で僭主制、寡頭制、民主政に変わっており、スパルタのみが例外であった。古典期アテネではおもに祭事に関する職務にたずさわるアルコンをさした。

【アルコン】

「指導者」「支配者」を意味し、古代ギリシャの多数のポリスにみられた最高官。アテネではアルコンの制度が前682年に始って、王政が終ったとされる。前5～4世紀には紀年の名に使われる筆頭アルコン、軍事指揮者たるポレマルコス、祭祀を扱うバシレウス(王)、司法にあたる6人の法律記録官など9人のアルコンがいた。

【国家の発明】

・父権制と子への財産の相続 → 家族内での富の蓄積が支援されて家族が氏族に対立する一個の力となったこと。

・貧富の差の発生 → 世襲の貴族および王位の最初の萌芽を形成することによって、その制度に反作用をおよぼしたこと。

・奴隷制の発生 → 自己の部族員やさらには自己の氏族員をさえ奴隷化する展望をひらきつつあったこと。

・戦争の性格の変質 → 家畜・奴隷・財宝を獲得するための陸上や海上での組織的な略奪に、正規の営利源泉になりつつあったこと。

⇒ 富が最高の善として讃美され尊敬されて、古い氏族秩序が富の暴力的な略奪を正当化するために乱用されたこと。

「個々人が新たに獲得した富を、氏族秩序の共産制的伝統にたいして保証したばかりでなく、また以前にはあれほど軽視されていた私有財産を神聖化し、この神聖化をあらゆる人間共同体の最高目的だと宣言し

たばかりでなく、あいついで発展してくる財産獲得の新しい諸形態、したがって不断に加速される富の増殖の新しい諸形態に、全社会的承認の刻印をおした一つの制度が。はじまりつつあった社会の諸階級への分裂を永遠化したばかりでなく、有産階級が無産階級を搾取する制度や、前者の后者にたいする支配を永遠化した一つの制度が。

そして、この制度は出現した。国家が発明されたのである。」

第五章 アテナイ国家の成立

【所有地の売買による氏族制度の崩壊の開始】

「所有地の売買によって、また農耕と手工業との、商業と航海との分業の進展によって、種々の氏族・胞族・部族の所属者たちはたちまち交錯して、胞族や部族の区域は種々の住民を受け入れざるをえなかった。」

(P 145)

⇒ アテナイに中央行政機関が設置された。

⇒ これまで部族が自主的に処理してきた事項の一部が、共同のものであると宣言されて、アテナイにある共同評議会に移管された。

⇒ となりあって住む諸部族のたんなる連合体にかわって、それらの単一部族団（folk）への融合が生じた。

⇒ 部族や氏族の法慣習に優先する、アテナイの一般的な部族法が生まれた。

⇒ 全民衆を、氏族・胞族・部族にはかかわりなく、エウパトリダイ＝貴族、ゲオモロイ＝耕作農民、デミウルゴイ＝手工業者、の三階級に区分された。

「国家形成の最初の試みは、各氏族の成員を特権者と被待遇者とに、そして後者をさらに二つの職業階級に分け、こうして相互に対立させることによって、氏族を引き裂くことにある。」(P 146)

【貨幣経済の登場による氏族制度のさらなる崩壊】

「畜群や奢侈品での私有の発生は、個々人のあいだの交換を、生産物の商品への転化をもたらした。そしてここに、それ以後の全変革の萌芽がある。」(P 149)

・商品生産の開始 ⇒ 個々人による自分の計算での土地耕作の開始 ⇒ 個々人の土地所有の開始
⇒ 他のすべての商品にたいして交換できる一般的商品の所有の発生 ⇒ 貨幣経済の登場。

「人間は貨幣を発明したとき、自分たちがこれによってまた一つの新しい社会的な力を、すなわち、そのまえでは全社会が頭をさげなければならない普遍的な力をつくりだしたのだとは、思いもしなかった。」

(P 149)

「農耕、手工業、手工業のなかではさらに無数の亜種、商業、航海業、等々の種々の生産部門間の分業は、工業と交通の進歩につれてますます完全に発展してきた。」(P 150)

【ナウクラリアの建設とソロンの「政治革命」】

ナウクラリアは、氏族制度を二重に攻めたてた。

(1)「武装した民衆の総体とはすでにそのままで一致しない公権力をつくりだしたことによって」。

(2)「はじめて民衆を公的目的のために、親族集団によらずに地域的集住によって区分したことによって」。「氏族制度が、搾取される民衆になんの援助ももたらすことができなかつたとすれば、残るものはただせ

成立しつつある国家だけであった。そして国家は、ソロンの制度でこの援助をもたらし、同時に古い制度を犠牲にしてみずからを新たに強化した。」(P 151)

ソロンの政治革命は、「一方の種類を所有を他方の所有にたいして擁護するための革命」であり、具体的には、「債務者の所有のために債権者の所有がしのばれなければならない」ものであった。

「いわゆる政治革命は、その最初のものから最後のものいたるまで、すべて——一方の種類を所有の擁護のためにおこなわれ、——他方の種類を所有の盗みともよばれる没収によって遂行された。二千五百年来、私有財産はただ所有の侵害によってのみ維持されることができた、というのが真実である。」(P 152)

⇒ 評議会の設置と第4階級の登場により、私有財産が制度化された。

「土地所有の大きさに応じて、国民の権利と義務が定められ、そしてこの財産階級(制度)が勢力を得るかぎり、それだけ古い血縁団体がおしのけられた。」(P 153)

【ナウクラリア】

エジプトのデルタ北西部にあったギリシア人の植民都市。前7世紀にミレトスのギリシア人が建設して以来、アレクサンドリア(前332年着工)ができるまで、ギリシアとエジプトの貿易を独占して栄えた。

【『ブリタニカ』より】

【ソロン】

前594年アルコンならびに調停者に任じられ、全権を受けて貴族間の争いと貴族と民衆の争いと危機に直面したアテネの改革に尽力。借財により激化した貧富の差を解消するため、借財を帳消しとし、抵当に入った土地を解放し、奴隷とされた市民を自由に復し身体を抵当とする貸借を以後禁止した。この策により中小農民の没落を防ぎ、共同体の基盤を再建した。また商工業を奨励し、技術をもつ外国人を招いて市民権を与え、オリーブ油以外の農産物の輸出を禁じて民衆の生活の維持をはかった。政治面では、従来の貴族支配を変えるため、財産の所有額に基づき市民を4等級に分け、各級に応分の政治的権利を与え、第3階級異常に対して官職の道を開き、裕福な平民もアルコンにつけることとした。さらに4部族から各100人を選出して構成したブーレ(評議会)を新たに設け、殺人に関する以外のドラコンの法を改正し、度量衡制度を改めた。(『ブリタニカ』より)

【血縁集団から地縁集団への再組織化】

・クレイステネスの革命が貴族を最終的に転落させ、それとともに氏族制度の最後の「遺物」もまた転落させた。

「たんなる居住地による市民の区分にもとづく、まったく新たな組織が現われた。もはや血縁集団への所属ではなしに、居住だけが決定した。民衆ではなく領域が区分され、住民は政治的には領域のたんなる付属物となったのである。」(P 155)

【クレイステネス】

紀元前六世紀頃のアテネの政治家。僭主政打倒後、執政官としてオストラシズム(陶片追放)の制定や血縁的部族の解体など軍事・行政の改革を行い、民主政の基礎を固めた。(『大辞林』より)

【デモス】

村および民衆を意味するギリシア語。・・・アテネではクレイステネスの改革によって制定された国制の基本単位で、全部で約150(のちには約170)あり、10部族に編成されていた。市民は必ずデモスに属し、他へ移住しても所属デモスは変わらなかった。旧来の自然にできた町村を単位としたため大きさ

はさまざまで、各デモスは人口比に応じた数の代表を評議会（ブーレ）へ送った。アテネ市民は、18歳になるとデモス員簿に登録され、これが市民権認定のための基礎となり、また、デモス内財産や在留外人の登録簿もあった。また、デモスは地方自治を行う共同体で、その共有地、役人、祭司や神官職を有し、デマルコス（デモスの長）が主宰するデモス総会でいろいろな決定がなされた。（『ブリタニカ』より）

【アテナイ国家を崩壊させたもの】

「いまやその骨組のできあがった国家が、アテナイ人の新しい社会的状態にいかによく適合していたかは、富と商工業とが急速に開花したことに示されている。その社会的および政治的諸制度の基礎をなす階級対立は、もはや貴族と一般民衆との対立ではなくて、奴隷と自由民との、居留民と市民との対立であった。」

「奴隷の数が多かったのは、彼らの多くが工場制手工業（マニユファクチャ）で、広い室内で監督者のもとにまとまって労働していたことによる。しかし、商工業の発展につれて、少数者の手への富の蓄積と集積が自由市民大衆の貧困化が生じた。」（P 157）

⇒ アテナイを破滅させたものは、「自由な市民の労働を追放した奴隷制」であった。

第六章 ローマの氏族と国家

【ローマの氏族の制度】

(1) 氏族員相互の相続権

・父権制（女系の子孫は除外） ⇒ 財産は氏族内に残された

「まず第一に子が肉親の相続人として相続し、これがないときにはアグナトオス（男系の親族）が、これもいないときには氏族員が相続した。」（P 160）

(2) 共同墓地の所有

(3) 共同の宗教的祭礼

(4) 氏族内で結婚しない義務

「女子は結婚によってその男系親族（アグナトウス）にかんする諸権利を失い、彼女の氏族からぬけて、彼女もその子も、彼女の父または父の兄弟から相続することができない。」（P 161）

(5) 共同の所有地

(6) 氏族員相互の防衛・援助の義務

(7) 氏族名を名のる権利

(8) 族外者を氏族に養子として迎える権利

(9) 首長を選挙し、また罷免する権利

「父権制への移行が完了していたことを除けば、それはイロクオイの氏族の権利と義務の生き写しである。」（P 182）

【ローマの氏族は族内婚か族外婚か】

「要するに、族内婚的なローマ氏族という奇妙な観念を捨てて、モーガンとともに、それを本源的には族外婚的なものとして把握するやいなや、問題は単純自明のものにみえてくるのである。」（P 166）

【ギリシャ氏族とローマ氏族との類似性】

「ローマ市民に所属できたのは、氏族の、そしてこれをつうじてクリア〔市民の区分単位〕および部族の成員であるものだけであった。」（P 168）

・公的事項はさしあたり元老院で処理された ⇒ 習慣的にいつも各氏族の同じ家族が選挙されたことから、パトリキと呼ばれる最初の部分貴族を生み出した。

・パトリキと呼ばれる人々は、「元老院やその他のすべての官職につく排他的な権利を要求した。」

「英雄時代のギリシャ人と同様に、いわゆる王政の時代のローマ人は、氏族・胞族・部族を基礎にそれらから発達した、軍事的民主政のうちに生活していた。」(P170)

【パトリキ】

古代ローマの血統貴族。・・・パトリキは王政期から元老院を構成し、王を合議で指名していたらしい。・・・パトリキはみずからの血統を誇り、土地、家畜、奴隷および自由人の庇護民を所有してプレプス（平民）を押し、祭祀、政務官を独占した。(『ブリタニカ』より)

【プレプスとポプルスとの闘争】

・ローマ市および征服によって版図の拡大によって、新しい国民を内包することになった。

・彼らは、「古い氏族・クリア・部族の外部にあり、したがってポプルス・ローマヌスの、すなわち本来のローマ市民の一部をなさなかった。・・・彼らは、いかなる官職につくこともできなかつたし、クリア会議に参加することも、征服した国有地の配分にあずかることもできなかつた。彼らは、いっさいの公権から排除されたプレプス（平民）をなしていた。」(P170)

⇒ 「古いポプルスにとってひとつの脅威的な勢力となっていた。」

【プレプス】

パトリキに対する一般ローマ市民。平民と訳される。共和政初期に独自の民会（平民会）と役職を持つ集団となり、パトリキに独占されていた公職と神職の解放などを求めて身分闘争を展開。

【ポプルス】

古代ローマにおける市民団の意。ポプルス・ロマヌス（ローマ市民団）は、婦人、奴隷を除いて階級、社会的格差をこえた全ローマ共同体の成員を包含する。本来、戦士団としての市民を意味したが、身分闘争の間にプレプス（平民）と区別して共同体を意味し、立法、選挙の母体となった。

【兵役義務と租税の免除者の登場】

・プロレタリアを構成するのは、兵役と租税の免除者であった。

「ローマでも、すでにいわゆる王政の廃止以前に、人的な血の紐帯にもとづく古い社会秩序が破碎されて、そのかわりに、領域の区分と財産の差異とに基礎をおく新しい真の国家制度が設けられていた。」(P172)

⇒ 公権力は、兵役義務を負う市民層に対してばかりでなく、奴隷や、兵役義務を負わないプロレタリアに対しても、向けられた。

【以上】